

第1章 特定非営利活動促進法について

1 NPOと特定非営利活動促進法

(1) NPOとは

NPO（エヌ・ピー・オー）は、Non Profit Organization という英語の略称で、日本語に訳せば「民間非営利組織」となります。

- ・「民間」とは「政府の支配に属さないこと」
- ・「非営利」とは、利益を上げてはいけないという意味ではなく、「利益があがっても構成員に分配しないで、団体の活動目的を達成するための費用に充てること」
- ・「組織」とは、「社会に対して責任ある体制で継続的に存在する人の集まり」と説明できます。

企業が利益を得て配当することを目的とする組織であるのに対し、NPOは営利を目的としないで、社会的な使命を達成することを目的にした組織であると言えます。

【NPOに期待される役割】

- ・地域住民の自発的な社会活動参加の場としての役割
- ・地域資源のコーディネーターとしての役割
- ・多様な住民ニーズに対応する公共サービスの提供主体としての役割
- ・地域に根ざしたシンクタンク的な役割
- ・住民主体の地域づくりやコミュニティ再生の担い手としての役割

(2) 特定非営利活動促進法(平成10年12月1日施行)

特定非営利活動促進法は、阪神・淡路大震災をきっかけとして、市民活動団体が簡単に法人格を取得できる新たな制度として、多くの市民団体の意見を反映し、議員立法によって制定されました。

この法律は、市民活動を促進する基盤整備の一環として制定されたものであり、市民が行う社会貢献活動について自主性、自立性を尊重する観点から、特定非営利活動法人の認証等に関して所轄庁（認証を行う行政機関）の裁量をできるだけ排除しています。

法人は、自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられていくべきであるとの考えがとられている点がこの法律の大きな特徴です。法人の信用は、その活動実績や情報公開等によって、法人自らが築いていくことになります。

また、制度の使いやすさと信用性の向上、財政基盤の強化を目的に、平成23年に法改正が行われ（施行は平成24年4月から）、活動項目の追加、情報開示の充実、所轄庁による認定制度の創設等が規定されました。

(3) 特定非営利活動法人（NPO法人）とは

NPOの中で、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体が特定非営利活動法人（通称NPO法人）です。

法人格を取得するには、法の要件を満たし、所轄庁（県内の所轄庁はP5参照）の認証を受ける必要があります。

2 法の概要

(1) N P O 法人の設立の要件

特定非営利活動促進法は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としています。

この法律により法人格を取得することができる団体は、次のような要件を満たす必要があります。

目的に關すること

① 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること。(法第2条第2項)

特定非営利活動とは?

不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、下記のいずれかに該当するもの。(法別表 第2条関係)

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 19 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 20 以上の活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動
(20について新潟県が定めている活動はありません。)

② 営利を目的としないこと。(法第2条第2項第1号)

構成員(役員、会員等)に剩余金や利益を分配しないということです。有償サービスや利益を上げることを禁じているものではなく、剩余金等は特定非営利活動のための経費に充てることになります。

③ 宗教活動や政治活動を主たる目的としないこと。(法第2条第2項第2号イ、ロ)

④ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者、又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。(法第2条第2項第2号ハ)

⑤ 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行わないこと。 (法第3条第1号)

活動に関すること

- ① 特定の政党のために利用してはならないこと。(法第3条第2号)
- ② 特定非営利活動に係る事業以外のその他の事業を実施する場合は、特定非営利活動に支障がない範囲で行い、収益は特定非営利活動に係る事業に充てること、会計は、特定非営利活動に係る事業と区分すること。(法第5条)
その他の事業は特定非営利活動以外の事業で、特定非営利活動のための資金を得るために行う収益事業や、会員の相互扶助のための福利厚生や共益事業などが該当します。
その他の事業を実施する場合は、定款に定める必要があります。(法第11条第1項第11号)
- ③ 暴力団でないこと、暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。(法第12条第1項第3号)

組織に関すること

- ① 社員（正会員などで総会議決権を持つ者）の資格の喪失に関して、不当な条件を付さないこと。(法第2条第2項第1号イ)
「不当な条件」に当たるかどうかについては、そのような条件の付加が
1 社会通念上許容されるものであるかどうか
2 活動目的や事業運営との関係で、合理性が認められるものであるかどうか
によって判断されます。
- ② 社員が10人以上いること。(法第12条第1項第4号)
- ③ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること。
(法第2条第2項第1号ロ)
ここでいう報酬とは、「役員の職責を果たす」ことに対する報酬です。理事が事務局職員などを兼務している場合、その労働の対価として受ける給与は役員の報酬とは異なります。
- ④ 役員は、理事3人以上、監事1人以上を置くこと。(法第15条)
任期は2年以内(法第24条)とされ、監事は、理事又は法人の職員を兼職することはできません。(法第19条)
理事は、法人を代表し(法第16条)、その過半数をもって業務を決定します。(法第17条)
(※定款に定めることにより、代表権の制限や議決の割合を変えることができます。)
- ⑤ 役員は、法第20条に規定する役員の欠格事由に該当しないこと。(法第20条)
第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。
 - 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - 三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。第47条第1号ハにおいて同じ。)に違反したことにより、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - 四 暴力団の構成員等
 - 五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
 - 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの
- ⑥ 各役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が2人以上いないこと。また、各役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が、役員総数の3分の1を超えて含まれていないこと。(法第21条)
具体的には、役員総数が5人以下の場合、上記の親族は1人も含まれていてはなりません。
6人以上の場合、それぞれの役員につき親族が1人含まれていることができます。

(2) N P O 法人の運営における規定

法人の運営についても、さまざまな規定が設けられており、以下に主な内容を掲載します。

① 法人は、政令で定めるところにより登記をすること。(法第7条)

登記事項は、「目的及び業務」、「名称」、「事務所の所在地」、「理事の氏名、住所及び資格」、「存続期間又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由」、「代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め」です。(組合等登記令第2条)

法人は、認証後、設立の登記をすることによって成立します。

② 少なくとも年一回、通常総会を開催すること。(法第14条の2)※

法人の業務は、定款で理事会等に委任したものを受け、すべて総会決議によって行うとされています。定款の変更、法人の合併、解散については、必ず総会の決議が必要です。(理事会等への委任不可)理事が必要と認めるときや、社員からの請求があったときは臨時総会を開催することとされています。

③ 役員変更や定款変更など、所轄庁へ必要な届出等を行うこと。(法第23、25条)

④ 会計は、次に掲げる会計の原則に従って行うこと。(法第27条)

・会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

正規の簿記の原則とは?

①取引記録が客観的に証明可能な証拠によって作成されていること。

②記録、計算が明瞭、正確に行われ、かつ順序、区分などが体系的に整然と行われること。

③取引記録の結果を総合することによって、簿記の目的に従い法人の財務状況あるいは財産管理の状態などを明らかにする財務諸表が作成できること。

・財産目録、貸借対照表及び活動計算書は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

・採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度を通じて適用し、みだりに変更しないこと。

⑤ 年度終了後3月以内に事業報告書等を作成し、法人のすべての事務所に備え置くこと。社員等の請求に応じ閲覧できるようにすること。(法第28条)

⑥ 前事業年度の貸借対照表の作成後、遅滞なく、定款で定める方法により公告すること。(法第28条の2) (公告の方法はP47を参照)

⑦ 事業年度終了後、所轄庁へ事業報告書等を提出すること。(法第29条)

※総会の実施方法について

法律では「社員総会の決議の省略」(法第14条の9)を定めており、理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、「みなし総会決議」(当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。)とすることができます。

なお、みなし総会決議を行った場合でも、議事録を作成する必要があります。

みなし総会決議を実施する場合、定款にその旨記載しておく必要があります。

(定款参考例P22~23参照)

また、社員が実際に集まらずとも、様々な新たなIT・ネットワーク技術を活用することによって、実際上の会議と同等の環境が整備されるのであれば、社員総会を開催したものと認められます。その場合、役員のみならず、社員も発言したいときは自由に発言できるようなマイクが準備され、その発言を他者や他の会場にも即時に伝えることができるような情報伝達の双方向性、即時性のある設備・環境が整っていることが必要です。

(3) NPO法人設立の手続き(詳しくはP15~参照)

法人を設立するためには、法律に定められた申請書類を所轄庁に提出し、設立の認証を受けることが必要です。提出された書類の一部は、受理した日から2週間、一般の方の縦覧に供されることとなります。(法第10条第1、2項)

所轄庁は、申請書の縦覧終了後2か月以内に認証又は不認証の決定を行います。(法第12条第1、2項)

設立の認証を受けた後、登記することにより法人として成立します。(法第13条第1項)

(4) 所轄庁（申請の窓口）について

特定非営利活動促進法第9条において、法人の所轄庁は次の通り定められています。

- ①特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事
- ②その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在するものにあっては、当該指定都市の長

上記のとおり、新潟県内に主たる事務所のある法人は、新潟県（新潟市のみに事務所がある法人は新潟市）が所轄庁ですが、県では、一部の市町村に特定非営利活動促進法に係る事務処理権限（法人認定事務を除く）を移譲しています。

長岡市は、平成21年4月1日より事務の移譲を受けました。長岡市内にのみ事務所をもつ法人は、当市に、認証申請、届出等を行うことになります。

また、申請書類の縦覧などNPO法人の書類は、所轄庁において公開されます。

県内所轄庁（申請窓口）一覧

令和3年4月現在

▼事務移譲市町村以外に事務所がある法人や複数の市町村(事務移譲市町村を含む)に事務所がある法人は県が窓口です。

(※法人認定事務については事務移譲を行っていません。)

所轄庁	担当部署	住所	電話番号
新潟県	県民生活・環境部 県民生活課 社会活動推進係	〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1	025-280-5134
新潟市	市民生活部 市民協働課	〒951-8550 新潟市中央区学校町通一番町602番地1	025-226-1102

事務の移譲を受けている市町村

▼下記のうち、1つの市町村にのみ事務所がある法人は、当該市町村が窓口です。

所轄庁	担当部署	住所	電話番号
長岡市	市民協働推進部 市民協働課 市民協働係	〒940-8501 長岡市大手通1丁目4番地10	0258-39-2291
三条市	市民部 地域経営課 地域振興係	〒955-0071 三条市本町3-1-4	0256-34-5624
柏崎市	市民生活部 市民活動支援課 活動推進係	〒945-8511 柏崎市日石町2番1号	0257-43-9127
新発田市	市民まちづくり支援課 市民まちづくり支援係	〒957-8686 新発田市中央町3丁目3番3号	0254-28-9640
小千谷市	観光交流課 地域振興係	〒947-0028 小千谷市城内1丁目13番20号	0258-83-3512
加茂市	総務課 総括係	〒959-1392 加茂市幸町2丁目3番5号	0256-52-0080
十日町市	総務部 企画政策課 移住協働推進係	〒948-8501 十日町市千歳町3丁目3番地	025-755-5137
見附市	まちづくり課 市民活動係	〒954-0052 見附市学校町1丁目16番15号	0258-62-7801

村上市	自治振興課 自治振興室	〒958-8501 村上市三之町1番1号	0254-53-2111
燕市	企画財政部 地域振興課 地域振興係	〒959-0295 燕市吉田西太田 1934 番地	0256-77-8361
阿賀野市	民生部 社会福祉課 福祉企画係	〒959-2092 阿賀野市岡山町 10 番 15 号	0250-62-2510
佐渡市	産業観光部 地域振興課 地域振興係	〒952-1292 佐渡市千種 232 番地	0259-63-4152
魚沼市	地域創生課 まちづくり係	〒946-8601 魚沼市小出島 910 番地	025-792-9752
南魚沼市	総務部 総務課 防災庶務班	〒949-6696 南魚沼市六日町 180-1	025-773-6660
胎内市	総合政策課 行革協働係	〒959-2693 胎内市新和町 2 番 10 号	0254-43-6111

(5) 法人格取得の効果

NPO法人は所轄庁の認証の後、登記することで成立しますが、この認証については、申請書類による「書面審査」によって設立要件に該当することを認めたものであって、法人やその活動について、「お墨付き」を与えるというものではありません。

NPO法の趣旨のとおり、法人の信用は、その活動実績や情報公開等によって、法人自らが築いていくことになります。

法人格取得後のメリット等

法人格取得のメリットについては、それぞれの団体の事情によって異なりますが、一般的に次のようなことが考えられます。

- 法人名で不動産登記ができます。
任意団体の場合、代表者個人の名義で登記するため、団体と個人の資産の区分が困難であり、代表者が代わった場合、団体の運営・存続に支障をきたすこともあります。
- 銀行口座を法人名で開設ができます。
団体と個人の資産を区分でき、経理が明確になります。
- 契約を法人名で締結ができます。
任意団体の場合、団体名では契約できないこともあります、契約締結する個人が責任を負うことになるおそれがあります。
- 法人であることが必要な事業の展開や助成金の対象者となる機会を得られます。
- 会計書類の作成や書類の閲覧など、法に定められた法人運営や情報公開を行うことにより組織の基盤が整うことで、社会的信用が得られます。
- 認定を受けた特定非営利活動法人（いわゆる認定NPO法人）については、税制上の優遇措置があります。

法人格取得後の義務等

- 法に沿った法人運営をしなければなりません。

理事は総会を年1回以上必ず開催する必要があります。

役員変更、定款変更などをした場合は、所轄庁へ届出や認証申請を行うことになります。

役員の数や親族等の役員就任などに関して制約があります。

定款の規定に基づく事業活動、法人運営がなされなければなりません。

会計は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳し、決算書類は収支、財政状況を明瞭に表示したものを作成するなど適正に行われなければなりません。

- ・法人の運営や活動について情報公開しなければなりません。

事業報告書などを所轄庁に提出することが義務付けられており、それらの書類は市民に公開されます。また、法人のすべての事務所に関係書類を備えおき、関係者が閲覧できるようにしておかなければなりません。

- ・登記事項に変更があった場合には、変更の登記を行わなければなりません。

定款変更による名称や住所や目的等のほか、役員の変更（再任も含む）があったとき、また事業年度終了後に登記事項に変更があったときに法務局へ変更登記申請が必要です。

- ・税制においては、実質的に「人格のない社団等」と同程度の課税がされます。

- ・解散した場合の残余財産は、法で定められた法人もしくは国、地方公共団体に帰属することとされ、会員等には分配されません。

参考資料：法人の管理・運営に関する手続き

法人が成立した後は、NPO法をはじめ事業活動に関係した様々な法令、法人の定款などの定めに即して適正な運営を行わなければなりません。主に所轄庁に関連する事務手続きの流れを次にまとめましたので、参考にしてください。

項目	内容	関連条項	参 照
管理運営	関係機関への手続き 活動を開始するにあたり、活動状況に応じて関係機関へ書類等の提出など定められた手続きを行う必要があります。 (税金関係、労務関係、事業関係などの諸機関) 県地域振興局県税部、市町村税務担当課に提出する法人設立の届出は全ての法人が行う必要があります。	各関係法令	P43
	総会開催 定款に定める方法により、年に1回は必ず総会を開催します。	法第14条の2	—
	理事会等開催 定款に定める方法により、理事会等を開催します。 ＊理事は必ず置かなければなりませんが、理事会という組織は必ずではありません。しかし、通常、法人運営の必要性から定款等に定めて設置することが一般的になっています。	法第17条	—
	役員変更 役員の選任を行った場合のほか、辞任、氏名変更、住所変更などの場合は、役員変更届を所轄庁に提出します。 また、法務局へ役員の変更登記（代表権を持つ理事のみ）をしなければなりません。重任した場合でも登記の手続きは必要です。	法第23条 法第7条	P75

	定款変更	<p>定款に定める方法により、総会で定款変更を議決したのち、所轄庁へ定款変更認証申請をします。</p> <p>①目的、②名称、③特定非営利活動の種類、④特定非営利活動に係る事業、⑤所轄庁の変更を伴う事務所の所在地、⑥社員資格の得喪、⑦役員（役員定数に係るものを除く）、⑧会議、⑨その他の事業、⑩残余財産の帰属先、⑪定款の変更</p> <p>上記以外の変更事項（住所、役員の定数、資産、会計、事業年度、解散（残余財産の処分に関する事項を除く）、公告の方法）の場合は、定款変更届で足ります。</p> <p>定款変更により登記事項（目的、名称、活動種類、事業内容、事務所の所在地、解散の事由）に変更があったときは、法務局に変更登記を行い、併せて所轄庁に登記事項証明書を提出しなければなりません。</p>	法第25条 法第7条	P78
事業年度終了後	事業報告書等の作成と備え置き	<p>事業報告書、決算書類等を作成し、監事による監査を行った上、定款の定めにより、総会又は理事会等で議決します。</p> <p>また、法人のすべての事務所において、定款や役員名簿、会員名簿、事業報告書等を、関係者が閲覧できるように備えておかなければなりません。</p> <p>前事業年度の貸借対照表の作成後、遅滞なく、定款で定める方法により公告しなければなりません。</p> <p>年度終了後3か月以内に所轄庁へ事業報告書等を提出します。</p>	法第28条 法第28条の2 法第29条 法第7条	P46
	その他	税務関係の申告など法人の活動状況に応じて必要な手続きがあります。	各関係法令	—

※所轄庁に提出する書類の押印の見直しについて

法人設立認証申請書等、特定非営利活動法人が所轄庁に提出する書類については、従来押印を求めてきましたが、新潟県の押印見直しの方針により、令和3年4月1日より押印を不要とします。併せて、役員就任承諾及び誓約書、総会議事録等の謄本の原本証明を不要とします。

これにより、本手引きに記載の様式から ^印 の文字を削除しました。

（新潟市および新潟県が事務権限を移譲している一部の市では取扱いが異なる場合があります。）

なお、押印の廃止は特定非営利活動促進法に基づく事務についてであり、法務局での登記手続きや税務関係の手続き等では取扱いが異なる場合がありますのでご注意ください。
(詳細については各機関にお問い合わせください。)

(6) 監督及び罰則

① 所轄庁の監督(法第41条~第43条、第64条~第67条)

法人が法律や定款などに違反する疑いがあるときは、報告を求めたり立ち入り検査を行うことがあります。

さらに、運営が著しく適正を欠くと認めるときは、改善命令をするときがあり、これに違反した場合は設立の認証や認定を取り消すことがあります。

3年以上事業報告書等の提出を行わないときも、設立の認証を取り消すことがあります。

② 罰則(法第77条~第81条)

偽りその他不正の手段により認定等を受ける等この法律に違反した場合は、罰則が適用されることがあります。

(7) 認定NPO法人制度

NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために税制上設けられた措置として、NPO法人のうち、一定の要件を満たすものについて、所轄庁が認定を行います。

ア 認定NPO法人

NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって、公益の増進に資するものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストを含む。）に適合したものとして所轄庁の認定を受けたNPO法人をいいます。

イ 特例認定NPO法人

NPO法人であって、新たに認定されたもの（設立後5年以内のものをいいます。）のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって、特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し、公益の増進に資するものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストは含まない。）に適合したものとして所轄庁の特例認定を受けたNPO法人をいいます。

(8) NPO法人の税制

NPO法人に対しては、活動状況に応じていろいろな税金が課せられます。ここでは、その一部について説明しますが、詳しくはお近くの税務署、県地域振興局県税部など関係機関にご相談ください。

法人税（国税）や法人事業税（県税）などについては、公益法人等と同様、税法上の収益事業（下記34業種）に該当する事業を実施する場合に、当該事業の所得にのみ課税されます。

（法第70条）

NPO法人が行う事業は、NPO法上、法人の目的達成のために行う「特定非営利活動に係る事業」と収益を得るために行う「他の事業」に区分されますが、特定非営利活動事業であっても、税法上の収益事業に該当する事業の所得については課税の対象とされます。

例：特定非営利事業として介護保険事業を行っている場合、税法上の収益事業「29医療保健業」に該当する。

法人税法上の収益事業の種類（法人税法施行令第5条第1項）			
1 物品販売業	11 印刷業	21 鉱業	31 駐車場業
2 不動産販売業	12 出版業	22 土石採取業	32 信用保証業
3 金銭貸付業	13 写真業	23 浴場業	33 無体財産権提供業 ^(注2)
4 物品貸付業	14 席賃業	24 理容業	34 労働者派遣業
5 不動産貸付業	15 旅館業	25 美容業	
6 製造業	16 料理飲食店業	26 興行業	
7 通信業	17 周旋業	27 遊技所業	
8 運送業	18 代理業	28 遊覧所業	
9 倉庫業	19 仲立業	29 医療保健業	
10 請負業	20 問屋業	30 技芸教授業（注1）	

注1 技芸教授業として規定されているものは次のとおり。

洋裁、和裁、着物着付け、編物、手芸、料理、理容、美容、茶道、生花、演劇、演芸、舞踊、躰操、音楽、絵画、書道、写真、工芸、デザイン、自動車操縦若しくは小型船舶の操縦の教授、学校の入学者を選抜するための学力試験に備えるため若しくは学校教育の補習のための学力の教授若しくは公開模擬学力試験

注2 無体財産権提供業とはその有する工業所有権その他の技術に関する権利又は著作権の譲渡又は提供する業務

法人についての税金と税率（令和3年4月現在）

法人を設立した際には、県地域振興局県税部、市町村税務担当課へ届け出ます。また、収益事業を開始する際には、税務署に届出が必要です。（P43）
事業所得等に関する税金は、原則事業年度終了後2か月以内に申告、納税します。

区分		課税対象額など	税率又は税金額	所管
国税	法人税	法人税法上の収益事業の年間所得	800万円以下 800万円超	15% 23.2%
	特別法人事業税	法人事業税額		37%（注1）
県税	法人	均等割 法人ごと一律	2万円（注2）	地域振興 局県税部
	県民税	法人税割 法人税額	1%（注3）	
	法人事業税	法人税法上の収益事業の年間所得	400万円以下 400万円超800万円以下 800万円超	
市町 村税	法人	均等割 法人ごと一律	5万円（注2）	市町村税 務担当課
	市町村民税	法人税割 法人税額	8.4%（注4）	

注1 令和元年10月1日以降に開始する事業年度に適用

注2 法人税法上の収益事業を行わない法人などについては、一定の要件を満たす場合、申請により免除される制度があります。（P11、12）

注3 資本金1億円以下かつ法人税額1千万円以下の場合の税率。

注4 制限税率。

※税率など、詳しくは各所管にご確認ください。

その他の主要な税金

区分		課税対象など	所管
国税	消費税	基準期間（2事業年度前）の課税売上高が1千万円を超える場合に、課税事業者となり、届出が必要です。年度終了後確定申告により納付します。	税務署
	所得税	従業の給与等を支払う場合に“所得税の源泉徴収義務”により、徴収した所得税を納付します。 新たに給与等の支払いをするようになったときには届出が必要です。	
	贈与税	資産等の贈与を受ける場合に課税されます。	
県税	不動産取得税	土地や建物を取得した場合に課税されます。 特定非営利活動のために法人設立後3年間の間に、無償または寄付金等で取得した場合など、一定の条件に該当する場合は、免除される制度があります。（P158）	地域振興局 県税部
	自動車税 (環境性能割)	自動車を取得した場合に課税されます。 特定非営利活動のために法人設立後3年間の間に、無償または寄付金等で取得した場合など、一定の条件に該当する場合は、免除される制度があります。（P159）	県庁税務課
	自動車税	自動車を所有している場合に毎年課税されます。 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業等に使用される自動車に対しては、減免制度があります。（P160）	地域振興局 県税部
市町 村税	県民税 市町村民税	従業員等に給与等を支払う場合に“住民税の特別徴収義務”により、徴収した住民税を納付します。	市町村 税務担当課
	固定資産税	土地・建物を所有している場合に課税されます。	
	軽自動車税	軽自動車等を所有している場合に課税されます。 減免制度については、市町村にお問い合わせください。	

※ 登記の際の登録免許税について、設立登記や役員変更登記など法人登記に関する登記の場合は、非課税とされています。

(9) 県内NPO法人のための支援税制

① 県税

県では、法人の立ち上がり期を税制面から支援するため、平成16年4月1日から、特定非営利活動法人を対象に県税の特例措置（課税免除）を設けています。

（新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例 P155）

次に該当する場合に、申請によって、県税の課税免除を行います。くわしくは、最寄りの県地域振興局県税部にお問い合わせください。（P162）

県税の特例措置

税目	対象となる要件	対象となる期間	免除申請の時期
法人県民税 均等割	税法上の収益事業（P10）を行っていない法人	収益事業を実施しない限り適用	毎年4月30日まで
	収益事業を行っているが、当該事業年度において赤字または所得なしの法人	設立から3年以内	法人県民税申告期限（事業年度終了後2か月以内）まで
不動産取得税	無償または寄附金、補助金、会費（対価性のあるものを除く）等により特定非営利活動に係る事業に用いる不動産を取得した場合	設立から3年以内	税法上の収益事業を行っていない法人 →不動産を特定非営利活動事業の用に供した日の属する事業年度終了の日から2月以内 収益事業を行っている法人 →不動産を特定非営利活動事業の用に供した日の属する事業年度に係る事業税の申告書の提出期限

自動車税 (環境性能割)	無償または寄附金、補助金、会費(対価性のあるものを除く)等により特定非営利活動に係る事業に用いる自動車を取得した場合	設立から3年以内	自動車を新規又は移転登録(届出)のとき
-----------------	--	----------	---------------------

② 市民税

長岡市では、一定の要件を満たす場合に限り、法人市民税均等割りの減免を行っています。

詳しくは、長岡市役所 市民税課 税制係にご確認ください。

市税の減免措置

税目	対象要件	対象期間	減免申請の時期
法人市民税 均等割	法人税法上の収益事業(P10)を行っていない法人	収益事業を実施しない限り適用	申告期限 (毎年4月30日) の7日前まで
	収事業を行っているが、当該事業年度において単年度赤字の法人	設立から3年以内	申告期限 (毎年4月30日) の7日前まで

減免申請の手続

下記の様式に、必要な書類を添えて申請します。

税目	様式	参照	提出先
法人市民税均等割	市税減免申請書	P13	(郵送の場合) 〒940-8501 長岡市大手通1-4-10 (持参の場合) 長岡市財務部市民税課税制係 アオーレ長岡東棟1階税金窓口又は 各支所市民生活課 ※山古志・和島支所は、地域振興・市民生活課

減免申請書
参考例

市 税 減 免 申 請 書

令和 年 月 日

長岡市長様

申請者（納税義務者）

住 所

氏 名

印

次のとおり 法人市民税 を減免してくださるよう申請します。

1 減免を受けようとする税額

算定期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
税額 円

2 減免を必要とする理由

- 長岡市市税条例第52条第1項第5号によるもの
(公益社団法人及び公益財団法人)
- 長岡市市税条例第52条第1項第6号によるもの
(非営利型法人に該当する一般社団法人及び一般財団法人)
- 長岡市市税条例第52条第1項第7号によるもの
(収益事業を行わない認可地縁団体)
- 長岡市市税条例第52条第1項第8号によるもの
 - 収益事業を行っていない特定非営利活動法人
 - 収益事業あり。設立の日以後3年以内に終了する各事業年度のうち、当該収益事業に係る所得の計算上益金の額が損金の額を超えない事業年度に該当。

3 その他必要事項

認定NPO法人制度における税の優遇措置

① 寄付者に対する優遇措置

特例の対象		特例の内容
個人	所得税	<p>認定（特例認定）法人へ寄付をすると、所得税の計算において、税額控除又は所得控除を選択適用できます。</p> <p>① 税額控除を選択した場合 $(\text{該当法人への寄付金額} - 2\text{千円}) \times 40\%$ を所得税から控除 ※所得税の控除は、所得税額の 25%相当額が限度</p> <p>② 所得控除を選択した場合 $(\text{該当法人への寄付額金} - 2\text{千円})$ を所得金額から控除 ※寄付金の額の合計額は、所得金額の 40%相当額が限度</p>
	住民税	<p>県、市町村が条例で指定している法人に寄付した場合に控除を受けられます。</p> <p>① 県民税 $(\text{該当法人への寄付金} - 2\text{千円}) \times 4\%$ を税額控除</p> <p>② 市町村民税 $(\text{該当法人への寄付金} - 2\text{千円}) \times 6\%$ を税額控除 ※寄付金の合計は、総所得金額等の 30%相当額が限度</p>
法人	法人税	<p>一般の寄付金に係る損金参入限度額①とは別に、認定NPO法人等に係る寄付金の損金算入限度額②が設けられています。一般枠と認定NPO等枠の合計を損金参入限度額として適用できます。</p> <p>① $(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times 1/4$</p> <p>② $(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2$</p>
相続人等	相続税	相続財産を寄付をした場合に、その価額は相続税の課税価格の基礎に参入されません。（特例認定NPO法人は適用されません。）

② 認定NPO法人に対する優遇措置

特例の対象		特例の内容
認定NPO法人	法人税	法人税法上の収益事業から収益事業以外の事業のために支出した場合に、支出金額の 50%相当額または 200 万円を収益事業からの寄付とみなし、損金参入できます。 （特例認定NPO法人は適用されません。）